平成２２年（フ）第５１号
佐賀県唐津市西寺町481番地１　ロワールマンション唐津中央402号
債務者　中尾　　勝
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第５３号
佐賀県唐津市山本1756番地16
債務者　田中　安男
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第５４号
佐賀県唐津市呼子町小川島178番地１
債務者　岩井　生子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３５号
京都府南丹市日吉町胡麻山ノ口78番地16
債務者　木宮　柳子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第６８２号
神戸市中央区東川崎町６丁目４番10号ハーバー大慈103号室
債務者　村上　洋美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０８号
神戸市垂水区南多聞台７丁目32番202号、従前の住所神戸市垂水区舞子坂３丁目17番８－208号
債務者　柳井原初子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１１号
神戸市兵庫区山王町２丁目２番７号　小林文化103号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町３丁目21番１号
債務者　島津　英雄
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１６号
神戸市灘区長峰台２丁目１番１－301号、従前の住所神戸市灘区六甲町１丁目６番21号601号
債務者　野間　和行
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３６号
愛知県春日井市南花長町15番地16
債務者　岡本　純子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
島根県雲南市大東町大東90番地、前住所島根県雲南市大東町田中83番地８
債務者　今井　敏満
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１９号
広島県福山市草戸町２丁目１番８－301号　大福マンション
債務者　松本　旭永
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１５２号
広島県福山市駅家町大字倉光586番地５、旧住所広島県福山市神辺町字道上708番地９
債務者　田村　勇一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１５３号
広島県福山市駅家町大字倉光586番地５、旧住所広島県福山市神辺町字道上708番地９
債務者　田村　妙子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１１８号
福島県いわき市佐糠町２丁目14番地の19
債務者　伊藤　ゆみ
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１６４号
広島県福山市新市町大字宮内1822番地５、旧住所広島県福山市駅家町大字万能倉1439番地の１　ベルシティみはら101
債務者　藤原　正登
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２４号
高知県四万十市古津賀3426番地２
債務者　松下不美子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第２９２号
大分県別府市山の手町４番22号
債務者　塩手　泰代
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係